

## 県が独自の緊急事態宣言を発出

県内での感染拡大に伴い、4月14日に、福井県が独自の「緊急事態宣言」を発出しました。

### 福井県緊急事態宣言

政府は、4月7日、東京都など新型コロナウイルス感染が深刻な7都府県を対象とした緊急事態宣言を発令した。

福井県においても、感染者が連続して発生しており、同日、「緊急事態宣言直前」の状況であることを発表したところであるが、その後も感染が継続し、先般は医療機関における感染も発生するなど、予断を許さない状況が続いている。

これ以上の感染拡大は、深刻な医療危機を招きかねず、県民一人ひとりが、自らの行動を今一度、見直す必要がある。人と人の接触機会を極力減らすため、外出や会合・会食の自粛、他県との往来の自粛を徹底し、新型コロナを「うつさない・うつらない」よう行動することが極めて重要である。

一致協力して感染拡大を防止するため、本日、「福井県緊急事態宣言」を発する。あわせて、以下の「新型コロナウイルス感染症総合対策」を実施し、感染拡大の防止、医療提供体制の強化、緊急経済対策に全力で取り組む。

- 1 感染拡大の防止
  - ・「県民行動指針」の改定・延長（5月6日まで） ほか
- 2 医療提供体制の充実・強化
  - ・検査体制の強化、病床・宿泊療養施設等の確保 ほか
- 3 経済雇用対策・生活支援対策
  - ・県雇用維持緊急助成金の創設、生活福祉資金の貸付 ほか

一人ひとりの「自制と忍耐」を必要とする極めて厳しい時期が続くが、県民一丸となつて、この未曾有の危機を乗り越えていきたい。みなさまのご理解とご協力をお願いする。

令和2年4月14日

福井県知事 杉本 達治

## 特集

### 新型コロナウイルス感染症に立ち向かうために ～市民の皆様をお願いしたいこと～

■問い合わせ 小浜市新型コロナ総合電話窓口 ☎ 64・6061  
※4月30日(土)までは ☎ 53・1111

## 市長より市民の皆様へ (令和2年4月16日)

新型コロナウイルス感染症への対応については、全国的に感染拡大が続く中、4月14日に、福井県知事が県独自の「緊急事態宣言」を発出し、さらに4月16日には、安倍総理が全国を対象とした「緊急事態宣言」を発令しました。

これにより、市民の皆様は改めて県民行動指針に基づく行動の見直しをお願い申し上げます。

まずは、平日の昼間も含めた不要不急の外出や会合・会食の自粛など、人と接する機会をできる限り減らすことをお願いいたします。

市民の皆様一人ひとりが、新型コロナウイルスを「うつさない。うつらない。」ための行動をとることが大切になります。

感染拡大を防ぐため、こまめな手洗いや咳エチケット<sup>せき</sup>を徹底するとともに、発熱や咳などの症状がある場合には絶対に外出せず、まずは電話でかかりつけ医や保健所にご相談いただくこと、さらに、受診される時には必ずマスクを着用すること、など十分な対策をお願いいたします。

一方で、外出自粛等の影響により、地域経済は大きな打撃を受けております。そのため、小浜商工会議所と意見交換を行い、感染拡大防止の取組みに加え、市民の皆様の事業の継続や雇用の維持、生活を守るための対策にも協力して取り組んでいくことを確認いたしました。

新型コロナウイルス感染症については、今が正念場であるとの認識を持ち、感染拡大を食い止めるため、また、大切な人の命と健康、暮らしを守るため、市民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

小浜市長 松崎 晃治

# 一人ひとりができること

「県民行動指針」を踏まえて、次のように、一人ひとりができるところに取り組みましょう。

## 不要不急の外出や会合・会食を自粛する

症状の出ない人や症状の軽い人が、無意識のうちにウイルスを拡散させ、感染者が拡大することが懸念されています。

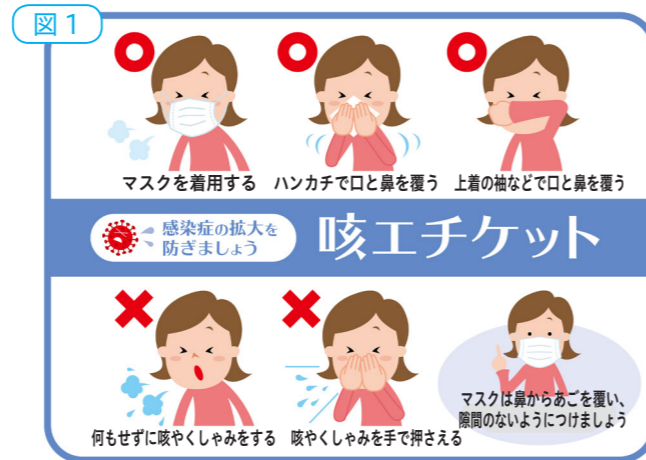
知らないうちに他の人に感染させないように、平日昼間も含め、終日、不要不急の外出や会合・会食を自粛し、人と接触する機会を極力減らしましょう。



## 感染防止対策を徹底する

外出先から帰ったときや、食事の前などには、こまめに手を洗いましょう。

せき咳やくしゃみをする場合は、咳エチケットに気を付けましょう（図1）。



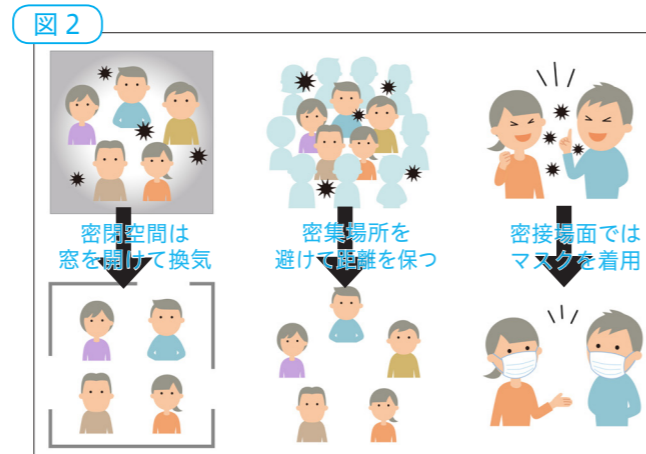
## 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」

感染の危険性が特に高い、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください（図2）。

特に、3つの条件が揃う「3密」の場合は、徹底的に回避してください。

また、人と接する際は、約2メートル以上の距離を保つこと（ソーシャルディスタンス＝社会的距離）を意識しましょう。

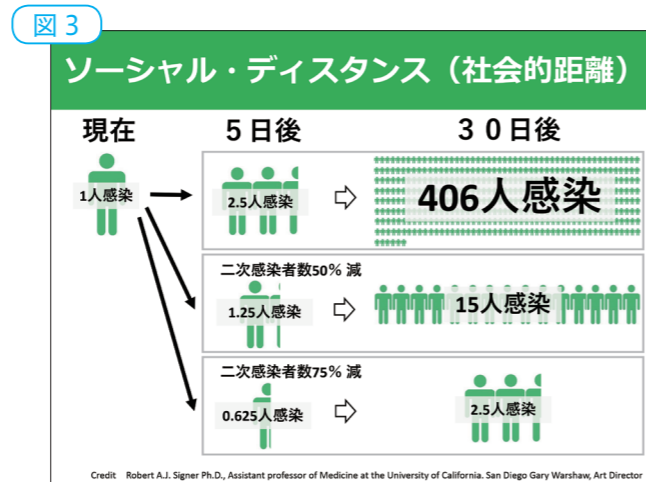
まったく意識しない場合と、75%の人が意識した場合では、1人の感染者から30日間で拡大する感染者数に約162倍の差が出るとする研究もあります（図3）。



## 冷静な行動を心がける

新型コロナウイルスによる影響を防ぎ、抑えるには、感染予防はもちろん、日常と異なる状況に対して冷静に対応することが重要です。

「食品や医薬品などを必要以上に買い込まない」「感染者や濃厚接触者、医療関係者などへの偏見や差別を行わない」など、一人ひとりが冷静な行動を心がけ、一丸となってウイルスに立ち向かえるよう、ご理解とご協力をお願いします。



（図3は東京都より提供）

# 県民行動指針

県では、感染拡大を防止するため、県民一人ひとりが取り組むべき行動を「県民行動指針」として示しています。5月6日（水）までの間、以下のことを強くお願いします。

## 県民行動指針 Ver. 2（4月14日発表）

※各項目の内容は抜粋。全文は県HPを参照してください。

### 1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する

平日昼間も含め、終日、不要不急の外出や会合・会食（接客を伴う飲食店の利用を含む）の自粛を徹底してください。

### 2 感染防止対策を徹底する

発熱等の風邪症状がみられる際には絶対に外出しない、こまめな手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を徹底し、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

### 3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください。

特に感染リスクの高まる3つの条件がそろった（3密）を徹底的に回避してください。

### 4 職場における感染防止対策を徹底する

感染拡大のリスクを減らすため、計画的在宅勤務（テレワーク）やシフト制の導入など、出勤する人数を減らすよう働き方の見直しを行ってください。

### 5 医療機関を受診する前に電話で相談する

発熱や咳などの症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医にまずは電話で相談し、受診時にはマスクを着用するなど対策をお願いします。もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所にご相談ください。

### 6 県内医療を守るために最大限協力する

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力するようお願いします。

### 7 緊急事態宣言の対象地域など他県との往来を自粛する

緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往来の自粛をお願いします。また、県外のみならず、不要不急の来県の自粛をお願いします。

### 8 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する

食品、日用品、医薬品などを過剰に購入することのないよう、政府や自治体からの情報に基づき、必要な量の購入にとどめるなど、冷静に対応してください。

### 9 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いします。

## 今後の支援策について

以下の支援策は、4月16日現在、国会審議前であり、詳細は未定です。最新情報は各機関のHPホームページなどを確認してください。

### 中小企業・小規模事業者等に対する持続化給付金

新型コロナにより、収入が前年同月比で50%以上減少した場合、中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度からの減少額を給付します。

### 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人あたり1万円を上乗せします。

### 固定資産税等の軽減

中小企業等に対し、固定資産税及び都市計画税を、2021年度\*の売上の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1とします。  
\*2020年度分は、特例措置（売上が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間の納税猶予が可能です

### その他

緊急経済対策のうち、収入が減少した世帯を対象に30万円を給付する措置については、4月16日の全国を対象とした緊急事態宣言により、外出自粛を始め様々な行動が制約されることとなるため、全国一律、1人当たり10万円の給付に変更する方向で再度検討を行うこととされています。

## 経済や生活への影響に対する支援

掲載情報については、4月16日時点のものです。最新の情報は、各機関のHPホームページなどを確認してください。問い合わせ先が不明な場合は、次ページに掲載している「小浜市新型コロナ総合電話窓口」まで問い合わせてください。また、雇用調整助成金などの支援策の申請について、社会保険労務士や行政書士による「手続きサポート窓口（予約制）」も設けています。

### 資金繰りへの支援

売上などが減少した事業者に対して、以下の支援を行います。  
①政府系金融機関による実質無利子無担保融資  
②民間金融機関による信用保証料の全額補助と利子補給などの支援  
【申請窓口】金融機関、市商工観光課 ☎ 53・9705

### 雇用を守るための支援

事業の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持した場合、労働者に支払った賃金の80～100%が雇用調整助成金として事業主に支払われます。  
【電話相談】福井労働局 総合労働相談コーナー ☎ 0776・22・3363  
【申請窓口】ハローワーク小浜 ☎ 52・1260  
※手続きが不安な方は、小浜市新型コロナ総合電話窓口までご相談ください。

### 小学校休業に伴う有給休暇の取得支援

小学校休業により労働者（保護者）の方に有給休暇を取得させた事業主に対し、賃金相当額として1日最大8,330円支給します。  
【申請窓口】学校等休業助成金・支援金受付センター ☎ 0120・60・3999  
※委託を受けて仕事をする個人（保護者）に対する支援もあります

### 生活福祉資金の貸付

休業、失業などのため収入が減少した方に対して、緊急小口資金（上限20万円）などの資金を貸し付けます。  
【申請窓口】小浜市社会福祉協議会 ☎ 56・5800

### 市税などの納付の猶予

収入が減少したなどの理由で市税、各種保険料、上下水道料金などの納付が困難な方に対し、納付を猶予します。

項目	窓口・問い合わせ先
市税、国民健康保険税	税務課 ☎ 64・6005
後期高齢者医療保険料	福井県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0776・54・6330 または、市民福祉課 ☎ 64・6018
国民年金保険料	敦賀年金事務所 ☎ 0770・23・9904 または、市民福祉課 ☎ 64・6018
介護保険料	高齢・障がい者元気支援課 ☎ 64・6014
上下水道料金	上下水道課 ☎ 64・6029

### 市内の飲食店を応援しよう！

### テイクアウト・デリバリーへの支援

売上が減少している飲食業や宿泊業を営む小規模事業者に対し、新たにテイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（出前）に取り組むための初期費用を支援します。

【申請窓口】小浜商工会議所 ☎ 52・1040  
※国税庁は、テイクアウトに取り組む飲食業者などに対し、期限付酒類小売業の免許の交付を開始しました

### 市内のテイクアウト情報

県や、小浜商工会議所青年部、若狭高校生の有志などが、県内・市内でテイクアウト・デリバリーが可能な飲食店などの情報を、SNSで発信しています。右のQRコードからアクセスしてください。

福井おうち de レストラン



小浜 yeg 御食国若狭小浜 ~飲食店情報~



食のまち小浜 テイクアウト情報



## 小浜市新型コロナ総合電話窓口について

市では、市民の皆さまに、各種支援策を活用していただけるよう、支援に関する相談などを受け付ける専用窓口「小浜市新型コロナ総合電話窓口」を開設しました。

### 小浜市新型コロナ総合電話窓口

☎ 64・6061（4月30日☎までは☎ 53・1111）

【開設日時】平日8時30分～17時15分  
※ただし、4月25日☎、26日☎、5月2日☎、3日☎は開設

### 健康や診察などに関する問い合わせは、下記をお願いします

#### ★症状があって病院を受診したい、症状について相談をしたい人は

福井県嶺南振興局 若狭健康福祉センター※  
（帰国者・接触者相談センター）

☎ 52・1300 または 52・1483

※いわゆる「保健所」です  
※休日・夜間は音声案内に従ってください

こんなときは相談を

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※高齢者や基礎疾患がある人は、上記の状態が2日程度続く場合

#### ●その他の問い合わせ（症状以外に関すること）

健康管理センター ☎ 52・2222（平日8時30分～17時15分）

※休日・夜間は若狭健康福祉センターへ

### 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！

行政機関名をかたる電話、行政から委託されたという業者からの電話には応じないようにしましょう